東肢連 第87号
令和4年7月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　河井　文
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@toushiren.or.jp

目次

会長あいさつ …… 1
第93回 定期総会報告 …… 2
令和3年度 事業及び活動報告・収支決算報告 …… 3
役員改選 …… 6
令和4年度 事業及び活動計画・収支予算 …… 7
令和5年度東京都予算に対する要望書 …… 10
地区会長就任あいさつ …… 15
駅前放置自転車クリーンキャンペーン …… 15
事務局通信・編集後記 …… 16

東肢連会長あいさつ

会長　河井　文

皆様、本日はお忙しい中、第93回定期総会にご出席いただきありがとうございます。

昨年度は全国大会開催に伴う様々な活動で会員の皆様にはご負担をかけました。おかげ様で無事開催し、先日の全肢連の定期総会にて終了報告、決算も承認されました。皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。

社会が次第に『ウィズコロナ』にシフトしてきて、私たちの活動も感染対策をしながらの対面での活動が増えてまいりました。障害者福祉の環境も変化しています。子供たちの安全を確保しながら、安心して地域生活を送るために必要なことをみんなで考え、声に出していくことが求められています。各地区、各人の様々な工夫や取り組みを連合会で共有し、少しでもよい方向に進めるよう力を合わせてまいりましょう。

今、東京に限らず、会員の高齢化や減少に苦慮している父母の会が増えています。しかしながら、生きていくために多くの支援が必要な子どもたちの暮らしを守るためには、私たちが声を上げ続けなければなりません。その為には、父母の会の組織が必要です。また、活動を支援してくださる方や団体との協力も欠かせません。今まで以上に情報発信をしていきたいと思います。

この後、各議案について説明いたします。皆様の忌憚のないご意見を伺い、各活動を進めてまいります。

本日はよろしくお願いいたします。

第93回　定期総会報告

第93回定期総会が、令和4年5月17日（火）11時より（株）東京在宅サービス会議室において、出席地区22地区（内委任状7地区）により開催されました。

上野事務局長の司会進行により開会、河井 文会長の挨拶に続き、菊池 昌子氏を議長に選出、議事録署名人に小栗 敦子副会長、岸井 泰子理事を選出した後、議案審議に入りました。

第1号議案の令和3年度事業及び活動報告が三井美和子常務理事より説明され、次に第2号議案の令和3年度決算報告が上野 賢事務局長より説明されました。

続いて、第3号議案の会計及び業務監査報告について、竹政 真弓監事より監査の結果適正に処理されている旨の報告がありました。また、監査を終えて今後に期待することとして濱川 浩子監事より以下のお話がありました。「昨年度は河井会長をはじめとして、小栗副会長、常務理事の方々、また各地区理事の皆様がそれぞれの担当の担い手となり、創意工夫された事業が執り行われました。加盟各地区にとってこの連合会の役割がより意義あるものになるよう、連携を取りながら、今後とも協力し合って頂きたいと思います。

新型コロナウイルスの感染は未だに収まることなく、第七波が懸念されています。感染拡大防止のための不自由な生活がまだまだ強いられています。

活動を制限される状況下、河井会長をはじめとして、小栗副会長、常務理事の方々、加盟各地区会長の皆さま、また事務局のご尽力に敬意を表します。

全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会が東京で開催されました。今回初のオンラインによる開催となり、課題もありましたが、普段参加できない皆様も自宅で大会の様子を視聴することが出来ました。今大会の開催において、三井実行委員長をはじめ多くの方のご尽力を頂きました。今大会では、全肢連顧問の衆議院議員 野田 聖子氏のご講演を頂き、私たちの会に力を与えてくれるものでした。今後も協力し東京都肢体不自由児者父母の会連合会の発展のために頑張っていきましょう。

東肢連としての運営資金（財源）の確保は今年度も厳しい状況が続くものと思われますが、自助努力による益金の増加に知恵を絞り、安定運営を目指してください。力を合わせて、頑張りましょう。

河井会長をはじめ理事の皆様には、さぞかしお忙しく大変なことと推察いたしますが、東京都肢体不自由児者父母の会連合会へのご尽力をよろしくお願い申し上げます。」

続いて3つの議案の採択に移り異議なく承認されました。

次に、第4号議案の役員改選について、河井会長より発表され異議なく承認されました。

続いて、第5号議案の令和4年度事業及び活動計画案が遠藤 美砂子常務理事より、第6号議案の令和4年度収支予算案が上野 賢事務局長より説明され、これら2議案も採決の結果承認され閉会となりました。

（広報部　岸井 泰子）

令和３年度　事業及び活動報告

1．肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。（定款第４条第１号事業）

(1) 会報「東肢連」を発行した。
発行時期：第84号（7月）、第85号（11月）、第86号（3月）
配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

(2) 講演会
新型コロナウイルスの影響により中止

(3) 研修大会（学習会）を開催した。
日　程：令和3年9月18日（土）
会　場：大田区産業プラザPiO

(4) 第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（東京大会）
日　程：令和3年9月18日（土）
会　場：大田区産業プラザPiO
参加人数：221名

(5) 第57回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会東京大会
日　程：令和3年9月18日（土）
会　場：大田区産業プラザPiO
参加人数：221名

(6) 令和3年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナー
日　程：令和3年11月4日（木）5日（金）
会　場：山梨県　石和温泉　ホテル石風
テーマ：障害者が安心して地域生活を送るための支援体制づくり

(7) 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力した。
実施時期：令和3年10月1日より12月31日まで

(8) 全国肢体不自由児者父母の会連合会発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する図書を各地区役員に配布した。

2．肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。（定款第４条第２号事業）

(1) 東京都障害者団体連絡協議会に書面により意見提出協力した。　（東京都福祉保健局）

(2) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力した。　（東京都青少年・治安対策本部）

(3) 東京都立特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力した。（主催　東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

(4) 東京都障害者総合スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。（書面開催）

(5) 東京都多摩障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。（書面開催）

(6) 東京都障害者福祉会館運営懇談会委員及び相談員として協力した。

(7) その他行政庁の行う諸施策については積極的に協力した。

3. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること（定款第４条第３号事業）

次の13地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図るため、さわやかキャンプ・レクリエーションを実施した。

地区名	実施日	実施場所
足立区	9月21日	竹の塚障がい福祉館　視覚障がい研究室
板橋区	11月21日	ムーミンバレーパーク、小江戸川越
江戸川区	11月 5日	池袋サンシャインシティ
葛飾区	9月28日	各会員家庭
北区	10月22日～12月16日	北区障害者福祉センター
渋谷区	12月15日	各会員家庭
新宿区	11月18日～12月16日	各会員家庭
墨田区	10月11日	各会員家庭
世田谷区	12月 2日	総合福祉センター後利用施設B1活動支援室
台東区	10月25日	台東区生涯学習センター
中野区	12月10日	各会員家庭
小平市	12月11日	小平市中央公民館ホール
府中市	11月25日	ルミエール府中第1・第2会議室

4. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。（定款第４条第４号事業）

(1) ブロック情報交換会
新型コロナウイルスの影響により開催地区なし

5. 管理・運営事業

(1) 行政施策に関する提案・要望書を東京都へ提出した。
「肢体不自由児者の福祉施策に対する要望書」を東京都知事宛提出した。令和3年8月5日、オンライン会議にて福祉保健局及び教育庁へ内容を説明し要望した。また7月12日に新型コロナウイルスのワクチン接種についての緊急要望書を東京都知事宛に提出した。
11月8日に東京都知事（小池都知事静養のため所管副知事）に新型コロナウイルス感染症対策・短期入所施設の充実などについて意見交換会を行った。
また、8月31日に自民党、9月1日に公明党、9月2日に立憲民主党、9月3日に都民ファーストの会、9月9日に共産党の都議会各会派に同様の要望書を提出し説明要望した。

(2) 令和3年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長合同会議に出席した。
日　程：令和3年5月7日（金）
会　場：Zoom会議
日　程：令和3年10月30日（土）
会　場：Zoom会議
日　程：令和4年3月5日（土）
会　場：Zoom会議

(3) 新年会の開催
日　程：令和4年1月15日（土）
会　場：上野精養軒

(4) 令和3年度全国肢体不自由児者父母の会連合会総会に出席した。
書面決議

(5) 第92回定期総会を開催した。
日　程：令和3年5月26日（水）
会　場：株式会社東京在宅サービス会議室(Zoom併用)
議　題：令和2年度事業・活動報告及び収支決算報告
令和3年度事業・活動計画及び収支予算案

(6) 理事会、常務理事会を必要に応じて開催した。
理　事　会：4月10日、7月10日、10月9日、2月12日
常務理事会：5月8日、10月9日、2月12日

(7) 地区連絡会を原則として毎月開催した。
地区連絡会：4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日、2月12日、3月12日

(8) 総務部会、福祉部会、広報部会を随時開催した。
総務部会：11月13日、1月（メール、Faxを活用して意見交換）
広報部会：6月3日、17日、7月7日、13日、10月25日、29日、11月4日、2月21日、25日、3月7日（Zoom）
7月28日、11月30日、3月31日（発送）
福祉部会：12月11日Zoom併用、2月12日Zoom
（その他、メール等を活用して意見交換）

(9) 全国大会実行委員会を開催した。
実行委員会：8月17日、27日

令和３年度　決算報告

令和３年度　収 支 計 算 書

令和３年４月１日 から 令和４年３月31日

＜収入の部＞

（単位：円）

科　　目	予 算 額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
会費収入	（ 1,138,000 ）	（ 1,138,000 ）	（ 0 ）	
正会員会費収入	1,015,000	1,015,000	0	22地区
賛助会員会費収入	123,000	123,000	0	東京在宅サービス他
事業収入	（ 1,000,000 ）	（ 498,749 ）	（ 501,251 ）	
参加事業収入	1,000,000	498,749	501,251	新年会他
補助金収入	（ 14,890,000 ）	（ 14,588,961 ）	（ 301,039 ）	
公共補助金収入	300,000	300,000	0	NHK歳末助合い
民間補助金収入	14,400,000	14,198,961	201,039	
民間助成金収入	190,000	90,000	100,000	さわやかキャンプ
寄付金収入	（ 23,000 ）	（ 24,000 ）	（ ▲ 1,000 ）	
寄 付 金 収 入	1,000	2,000	▲ 1,000	
募　金　収　入	22,000	22,000	0	赤い羽根募金
雑収入	（ 201,000 ）	（ 210,250 ）	（ ▲ 9,250 ）	
受　取　利　息	1,000	50	950	
雑　　収　　入	200,000	210,200	▲ 10,200	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰 入 金 収 入	0	0	0	
当期収入合計（a）	17,252,000	16,459,960	792,040	
前期繰越収支差額	6,211,000	6,211,387	▲ 387	
収 入 合 計　（b）	23,463,000	22,671,347	791,653	

＜支出の部＞

（単位：円）

科　　目	予 算 額（A）	決 算 額（B）	差異（A-B）	備　　考
事業費	（ 12,400,000 ）	（ 8,914,757 ）	（ 3,485,243 ）	
社会啓発事業費	6,000,000	4,664,093	1,335,907	会報、各大会他
家庭療育事業費	2,000,000	1,470,000	530,000	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,300,000	1,160,000	140,000	福祉部活動費
通 信 事 業 費	1,100,000	1,224,679	▲ 124,679	ホームページ運営費他
全 国 大 会 費	2,000,000	395,985	1,604,015	
管理費	（ 8,139,000 ）	（ 7,807,763 ）	（ 331,237 ）	
法 定 福 利 費	1,200,000	1,101,357	98,643	
福 利 厚 生 費	25,000	23,504	1,496	
会　　議　　費	20,000	3,799	16,201	
旅費・交通費	20,000	13,602	6,398	職員交通費他
通信・運搬費	280,000	189,346	90,654	電話・メール他

印刷・製本費	0	0	0	コピー代
賃借料	1,486,000	1,458,600	27,400	事務所賃借料他
消耗品費	120,000	142,973	▲ 22,973	事務用品等
会場費	30,000	0	30,000	
負担金支出	395,000	390,000	5,000	全肢連会費他
委託費	1,200,000	1,200,000	0	
公租・公課	70,000	70,000	0	
寄付金支出	33,000	33,000	0	共同募金会
人件費	3,000,000	3,038,740	▲ 38,740	税理士等報酬含む
水道光熱費	120,000	120,000	0	電気代他
慶弔金	100,000	0	100,000	
雑費	40,000	22,842	17,158	振込手数料他
事業費・管理費　合計	20,539,000	16,722,520	3,816,480	
繰入金支出	240,000	240,000	0	
繰入金支出	240,000	240,000	0	
予備費	2,684,000	0	2,684,000	
予備費	2,684,000	0	2,684,000	
当期支出合計（c）	23,463,000	16,962,520	6,500,480	
当期支出差額（a）-（c）	▲ 6,211,000	▲ 502,560	▲ 5,708,440	
次期繰越収支差額（b）-（c）	0	5,708,827	▲ 5,708,827	

役員改選

（順不同）

役員	氏名	地区名	備考
理事	河井　文	府中市肢体不自由児者父母の会	再任
〃	池邉　麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	中村　恵子	北区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	遠藤　美砂子	渋谷区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	岸井　泰子	目黒区障害者団体懇話会	〃
〃	秋元　長子	江戸川区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	荒木　千恵美	大田区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	秋本　裕美	江東区肢体不自由児者父母の会 カリヨン	〃
〃	小栗　敦子	小平肢体不自由児者父母の会	〃
〃	山本　まゆみ	中野区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	菊池　昌子	墨田区肢体不自由児者父母の会	新任
〃	坂（ばん）　ますみ	世田谷区肢体不自由児（者）父母の会	〃
〃	蔦原　真紀子	武蔵野市肢体不自由児者父母の会	〃

代表理事　河井　文
業務執行理事（副会長）　池邉　麻由子
業務執行理事（常務理事　総務）　遠藤　美砂子
業務執行理事（常務理事　福祉）　中村　恵子
業務執行理事（常務理事　広報）　岸井　泰子

令和４年度　事業及び活動計画

１．事　業　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に関する調査研究に関すること。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

２．活　動　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発活動に関すること。

①会報「東肢連」を下記のように発行し、会員及び地域の社会的啓発活動に寄与する。

会報「東肢連」

発行予定時期：7月（87号）、11月（88号）、3月（89号）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校、特別支援学校PTA等）

②講演会の開催

新型コロナ感染状況により開催を検討する。

③東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力する。

実施時期　令和4年10月1日

④全肢連発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する書籍を配布する。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

①東京都障害者団体連絡協議会に協力する。

（東京都福祉保健局）

②駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力する。

（東京都生活文化局青少年・治安対策本部）

③東京都特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力する。（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

④「障害者週間」記念の集い・第42回ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力する。

⑤東京都障害者総合スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑥東京都多摩障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑦その他行政庁の行う諸施策について積極的に協力する。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

加盟22地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図り、さわやかキャンプレクリエーションを実施する。

実施地区：加盟22地区

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。

福祉部が主催する学習会を年1回～2回程度開催する。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

①研修大会の開催

日　程：令和4年11月9日（水）

会　場：目黒区　こぶしえん　地域交流スペース

テーマ：父母の会の今を考える（案）

②第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（愛知大会）に参加する。

日　程：令和4年9月10日（土）11日（日）

会　場：ロワジールホテル豊橋

③第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会長野大会に参加する。

日　程：令和4年6月25日（土）

会　場：須坂市技術情報センター

④令和4年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加する。

日　程：令和4年10月22日（土）23日（日）

会　場：千葉県千葉市　蘇我コミュニティハー

モニープラザ

⑤全国及び東京都レベルの研修会

東京都及び全社協等が行う各種研修会・行政説明会に参加する。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

①第93回定期総会を開催する。

日　程：令和4年5月17日（火）

会　場：東京在宅サービス

②理事会を原則として年4回（4月、7月、10月、2月）開催する。

また、常務理事会を必要に応じ開催する。

③地区連絡会を原則として毎月開催する。

④各部会（総務、福祉、広報）を必要に応じて開催する。

⑤ブロック情報交換会を各ブロック毎に年1回開催する。

⑥行政施策に関する提案・要望書を東京都及び東京都議会へ提出する。(7～9月)

⑦令和4年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長会議に出席する。(令和4年4月16日)

⑧全国肢体不自由児者父母の会連合会会長事務局長会議に出席する。(令和4年5月14日)

⑨地域・会員相互の情報交換と親睦を図るための交流事業を実施する。

令和４年度　収支予算

令和4年4月1日～令和5年3月31日

＜収入の部＞　　（単位：千円）

科　　目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増 減（▲）	備　　考
会費収入	(1,138)	(1,168)	(30)	
正会員会費収入	1,015	1,015	0	22地区
賛助会員会費収入	123	153	30	東京在宅サービス他
事業収入	(1,000)	(1,000)	(0)	
事業参加収入	1,000	1,000	0	
補助金等収入	(14,890)	(14,450)	(▲440)	
公共補助金収入	300	300	0	赤い羽根共同募金
民間補助金収入	14,400	14,000	▲400	CCBJI他
民間助成金収入	190	150	▲40	さわやかキャンプ
寄付金収入	(23)	(23)	(0)	
寄付金収入	1	1	0	つながる募金
募金収入	22	22	0	赤い羽根募金
雑収入	(201)	(201)	(0)	
受取利息	1	1	0	
雑収入	200	200	0	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	17,252	16,842	▲410	
前期繰越収支差額	6,211	5,708	▲503	
収入合計（B）	23,463	22,550	▲913	

＜支出の部＞

（単位：千円）

科　　目	令和３年度予算額	令和４年度予算額	増 減（▲）	備　　考
事　業　費	(12,400)	(10,700)	(▲1,700)	
社会啓発事業費	6,000	6,000	0	会報・各大会他
家庭療育事業費	2,000	2,000	0	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,300	1,300	0	福祉部活動費
通信事業費	1,100	1,400	300	ホームページ運営費
全国大会費	2,000	0	▲2,000	全国大会運営費
管　理　費	(8,139)	(8,239)	(100)	
法定福利費	1,200	1,300	100	
福利厚生費	25	25	0	
会　議　費	20	20	0	理事会他
旅費交通費	20	20	0	職員交通費他
通信運搬費	280	280	0	電話・メール他
賃　借　料	1,486	1,486	0	事務所借料他
消耗品費	120	120	0	事務用品等
会　場　費	30	30	0	
負　担　金	395	395	0	全肢連会費他
委　託　費	1,200	1,200	0	
公租公課	70	70	0	都民税
寄付金支出	33	33	0	共同募金会
人　件　費	3,000	3,000	0	税理士等報酬含む
光熱・水費	120	120	0	電気代他
慶　弔　金	100	100	0	
雑　　費	40	40	0	振込手数料他
事業費・管理費　合計	20,539	18,939	▲1,600	
繰越金支出	240	240	0	
繰　越　金	240	240	0	
予　備　費	(2,684)	(3,371)	(687)	
予　備　費	2,684	3,371	687	
当期支出合計（C）	23,463	22,550	▲913	
当期支出差額（A）－（C）	▲6,211	▲5,708	▲503	
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	0	0	

令和５年度東京都予算に対する要望書

総　論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして格別なご支援とご理解を賜り深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大からすでに２年以上が経ちました。障害者やその家族は最大限の配慮をしつつ感染防止に努めておりますが、感染拡大状況の中、障害当事者や介護者、家族が感染する例は後を絶ちません。

東京都では、介護者が感染した場合の対応として「在宅要介護者等の受入体制整備事業」を実施するなど様々な対策を講じていただき感謝しております。しかし実際には受入れに条件があり利用できないこともあるようです。また、親子で感染した場合に、高齢の感染者が障害者を介護しながら自宅療養をするという例もありました。まだまだ感染収束の見えない中、障害児者のいる家庭が万が一感染しても安心して療養できる環境を整えていただきたいと思います。

医療の進化や障害者の高齢化・重症化が進む中で、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の数は年々増え続けております。“住み慣れた地域で暮らし続ける”ためには、在宅生活を支える根幹でもある短期入所施設、肢体不自由者が入居できるグループホーム、更に医療的ケアにも対応できるグループホームが必要ですが、その数は圧倒的に不足しております。しかしながら、土地の価格も人件費も高額である東京都での福祉施設の創設は大変困難な状況です。東京都では「障害者・障害児地域生活３か年プラン」を策定して地域生活基盤の整備を推進していただいておりますが、目標の実現が可能となりますよう切に願っております。

障害がある人もない人も、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りたくよろしくお願いいたします。

【福祉保健局】

1. 新型コロナウイルス感染症への対策について

①ワクチン接種については、今後第４回目の接種が計画されておりますが、これまでと同様に希望する重度身体障害児者においては早い時期に接種を受けられるように各区市町村に通達してください。また、重度障害児者が接種しやすい体制を作ってください。

②福祉関係施設でクラスターが起きたときには、個人情報には十分配慮しつつも、それに対する対応やその後の対策などについて正確な情報を発信するよう指導してください。

③障害児者が感染し入院治療をする状態になった場合、障害児者に対応できる療養施設(医療機関)の確保をお願いします。また、親子で感染した場合には同じ病院に入院できるよう、区で対応が出来ない場合は、東京都での対応をお願いします。

④各区市町村では「在宅要介護者等の受入体制整備事業」を実施していただいておりますが、実際には利用条件があるなど有効に利用されていない実態があります。本来の目的を達成できるよう、必要な人が利用できるようにしてください。

⑤障害児者通所施設や訪問系サービス事業所での感染拡大防止のため、その職員への定期的なPCR検査を継続して実施してください。

⑥介護用品の流通が逼迫したときに備え、非常時には介護に必要な物品が確実に入手できる体制を構築してください。

2. 緊急時の対応について

コロナに感染した場合も同様ですが、障害児者の介護を担う親が事故や急病の際には、自身で緊急短

期入所やヘルパーを手配することがとても困難です。夜間や休日は相談窓口も利用できません。

地域生活支援拠点等の整備において必須事業である、「緊急一時保護」が各区市町村で機能するよう働きかけると共に、地区単独では難しい場合は都内でネットワーク化できるようにしてください。

短期入所先の手配や障害児者を介助し入所先まで送り届けるためのタクシーの手配、自宅で過ごせる場合は、自宅での介助等のケアを行うヘルパーの派遣などを、電話1本で24時間対応しコーディネートできる仕組みが、今年度から整備されている地区もあります。

3. 入所施設ついて

グループホームでの生活が難しい重度身体障害者が住み慣れた地域での生活を続けることができるように、未設置の地域に入所施設の整備を促進してください。

入所施設を備えた多機能型施設の開設を望む声が多い中、土地の確保ができないために開設できない地区もあります。都有地利用や既存施設の活用など都独自の新たな仕組み等を創設してください。

4. グループホームについて

①医療的ケアを含む重度身体障害者が入居できるグループホームの増設を東京都の障害者計画の中に具体的数値目標として明示し計画推進してください。

②重度身体障害者が親亡き後も安心して地域で生活していくためには、医療対応型グループホームの整備が必要不可欠です。土地の高騰に加え、重度身体障害者の入居できるグループホームは設置費用が高額なためなかなか設置が進まず、また、手厚い支援体制が必要なため人件費など運営費用がかかり継続が難しくなっています。事業者に負担がかからず安定して運営されることが、利用者の安心した生活につながります。都内の人件費・物件費が高額である実情を反映した補助をしてください。

③重度身体障害者が利用するグループホームは、人件費がかかるため年金内での入居することが難しい状況です。障害者グループホーム体制強化事業などの運営費の補助を東京都独自の加算を付けるなどして更に強化し、利用者が年金内で生活できるようにしてください。

5. 短期入所について

①重度身体障害児者が利用する短期入所施設は、東京都の西部地域に比べ23区内、特に東部地区にはとても少ないのが現状です。地域間格差をなくし居住地近辺で利用できるように整備してください。

②希望者全員が分け隔てなく利用できるように、新設・既存施設のバリアフリー化・介護職員の確保や増員等の整備を早急にしてください。

③福祉型短期入所施設では常勤看護師の配置を促進し、医療的ケアが必要な人(歩くことのできる人を含めて)の受入拒否がないようにしてください。

④支援区分では評価しきれない様々な障壁のために常時見守りが必要な重度重複障害児者が、安心安全に短期入所サービスを利用できるよう加算の見直しをしてください。

⑤高度な医療的ケアが必要な在宅重症心身障害児者は著しく増加しています。入所施設を備えていない北療育医療センター城南分園や城北分園、東大和療育センター分園よつぎ療育園などの都立療育センターにおいての大規模改修の際には、通所施設に短期入所機能を整備してください。

6. 補装具について

成人になってからは更生相談所での判定が必要な座位保持装置等の補装具の判定において、負担軽減のためにそれぞれの地域で受けられるようにしてください。それができるようになるまでは、リモートでの判定を可能にしてください。

7. 都立療育センターについて

①都立病院の独立行政法人化について、現在および今後診療を受ける者が困らないように具体的な対策をしてください。

独立行政法人化が決定しましたが、混乱が無いように移行するために患者や家族に対して丁寧な説明が必要です。患者側に負担が生じないように慎重に進めてください。

②小児科から成人対象の医療機関に移行する場合は、きめ細かな情報の提供と、安心して移行できるよう一定期間両方の診療科を受診し情報共有が十分にできるような対策をとってください。

現在小児科を受診している成人が医療機関を変更するように言われるケースがありますが、患者当人や家族には十分な知識や情報が無いためどこの医療機関に移行すればよいのかわからない状況です。一般の成人を対象とした医療機関の多くは障害者の診療経験がなく、けいれん発作などについての経験が不足しています。重度障害者の治療にあたっては全身状態の把握が必要であり、子どものころから診ている主治医の治療への関与は患者にとって安心感につながり治療効果も高いと考えます。移行に際しては十分な期間と情報共有、連携が必要です。

③濃厚な医療的ケア児者の増加を踏まえ、都立療育センターを都心部及び東部地区に設置してください。

濃厚な医療的ケア者は医師の常駐がない福祉型生活介護施設での通所の受け入れはなく、都立療育センターの成人通所部門では通所日数の制限をされ在宅生活を余儀なくされている状況です。

④都立療育センターにおいては、日頃利用している障害児者に対する救急時対応と緊急一時保護の受け入れを実施してください。

8. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労支援事業について

①知的障害をともなわない重度身体障害者や指定難病の者も利用できるよう、対象者を拡大してください。

現在、成人の対象者は重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）かつ重度の身体障害（身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行が出来ない者）で18歳未満の時にその状態になった者、となっており、知的障害を伴わない重度の身体障害者や18歳を過ぎてから医療的ケアが必要となった者は対象外になっております。「在宅難病患者一時入院」では本人の日常生活が損なわれ、心身にストレスがかかります。

②本事業の利用時間内に家族が就労活動を出来るよう支援するとのことですが、年間96時間では就労に繋がりません。親の働く機会を確保するための就労支援を、東京都独自の事業として新たに制度化してください。

9. 卒業後の通所支援について

児童発達支援や放課後等デイサービスの拡充により、乳幼児並びに学齢期の余暇活動支援は充実しつつあります。またそれに伴い、介護者の就労率も増加しておりますが、卒業を迎え成人になると、それらの支援を一切受けることができず、障害者とその家族の生活に、重大な支障を来す事案が増えています。青年期にも放課後等デイサービスに代わる、トワイライト事業等の成人期余暇活動支援の充実を図るとともに、乳幼児期から成人まで、切れ目のない支援をしてください。

10. 地域施設活用型事業について

地域施設活用型事業においても、特別支援学校と同様な指導医の配置、看護師や支援員が同乗する専用バスの配置などを定め、医療的ケア者を含む重症心身障害者が安心安全に通所できるようにしてください。

医療型通所施設への通所を希望しても通所先がなく、やむを得ず福祉型通所施設に通所している重症心身障害者が少なくありません。地域活用型事業の

整備を進めていただいていますが、送迎に関わる通所バスに看護師や支援員すら同乗していない施設も多く、通所するための条件を提示されている場合もあります。また医療連携が定められていても医療的ケアを実施するための指導医の配置などがなく、高度な医療的ケア者の受け入れは進んでいません。

11. 福祉型入所施設における医療連携について

福祉型入所施設において、重症心身障害者の緊急対応や体調管理は嘱託医だけの体制では厳しいので、必要に応じて訪問診療や訪問看護が受けられるようにしてください。

障害者の地域生活移行に伴い重度化・高齢化した人が利用できる日中サービス支援型グループホームなどもでき、訪問診療や訪問看護が利用できるようになりましたが、そのような施設が充分あるわけではなく、医療面に不安がありつつも地域の福祉型入所施設で生活している状況があります。重症心身障害者は医療的ケアがなくても医療とのつながりはとても重要です。福祉型入所施設でも嘱託医師以外に非常勤医師や非常勤看護師を配置できるよう加算を設けているとのことですが、地域からの補助はなく施設だけで非常勤医師や夜勤看護師を雇うことは難しい現状があります。福祉型入所施設でも日中サービス支援型グループホームのように訪問医や訪問看護を導入できるようにしてください。

12. 都有地の活用について

施設の新規設立が進まない要因として各地域での土地の確保が困難だということがあります。福祉施設建設候補地として適切な都有地がある時や都営住宅の建て替え等の時には、積極的に地元区市町村と連携しながら福祉インフラ整備事業の活用のより一層の促進を図ってください。

13. バリアフリーについて

①重度身体障害児者の車椅子は大きいことが多いので、緊急時の対応などに配慮し、公共交通施設ではストレッチャーを乗せることができる奥行き概ね200センチメートル以上あるエレベーターを少なくとも1基導入することを「福祉のまちづくり条例」で定めて整備をしてください。

②利用者の多いエレベーターについては車椅子使用者が優先的に利用できるエレベーターを別途設置するなど、都としての新たな基準を検討してください。

近年ベビーカーやキャリーバッグを利用する方の増加等により、エレベーターの利用が増え、車椅子使用者がなかなか利用できないことがあります。

③東京都では、多様な利用者のニーズに配慮したトイレ作りのために《ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック》を作成していただき、ありがとうございました。今後も引き続き公共施設、公園、商業施設、鉄道駅などの様々な施設におけるトイレへの大型ベッドの設置を推進していただき、重度の肢体不自由児者が暮らしやすい環境を整備してください。また、トイレのピクトグラムによる表示やフロア案内板等による案内表示など、障害者が利用しやすい建物の整備をするように指導してください。

14. 防災について

①昨年の災害対策基本法改定で、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が各区市町村の努力義務となりましたが、なかなか進んでおりません。災害時における避難行動要支援者の個別の避難支援計画が適切かつ早急に、災害の種類によって避難の仕方が違ってくることを踏まえた避難計画になるよう、実効性のある形ですべての地域で作成されるように東京都として推進してください。

昨今では都内でも台風などによる自然災害が多発しております。突然避難勧告が出た地域もあり、重度の障害児者を抱える家庭では移動手段の不足

もあり避難をあきらめた家庭もあります。

②福祉避難所は、現在の設置数では不足することが予想されます。各区市町村で、一次避難所となる学校内に福祉避難室を必ず設けるなど、避難場所を増やすよう指導してください。

15. 介護保険への移行について

障害者福祉サービスから介護保険への移行に当たって、地域によっては利用時間が減るなど、質が低下したという声を聞きます。高齢障害者の不利益にならないよう、介護保険にないサービスは障害福祉サービスが利用できることや介護保険の支給時間ではカバーできない場合は障害福祉サービスで補えることを、移行時にはケースワーカーやケアマネージャーを同席して十分な説明をするよう、各区市町村への指導を強化してください。

16. 心身障害者医療費助成制度（マル障）について

心身障害者医療費助成制度（マル障）の所得制限を無くしてください。

現在は、20歳からは本人の収入により住民税非課税者は無償化されております。しかし、障害児者は度重なる投薬治療や高額な入院治療が必要なため医療費負担が大きいので、生涯にわたって所得制限を無くしてください。

一般社団法人　東京都肢体不自由児者父母の会連合会

足立区肢体不自由児者父母の会
江戸川区肢体不自由児者父母の会
葛飾区肢体不自由児者父母の会
北区肢体不自由児者父母の会
品川区肢体不自由児者父母の会
新宿区肢体不自由児者父母の会
墨田区肢体不自由児者父母の会
台東区身障児者を守る父母の会
中野区肢体不自由児者父母の会
目黒区障害者団体懇話会
三鷹市心身障害者（児）親の会
板橋区肢体不自由児者父母の会
大田区肢体不自由児者父母の会
江東区肢体不自由児者父母の会カリヨン
小平肢体不自由児者父母の会
渋谷区肢体不自由児者父母の会
杉並区肢体不自由児者父母の会
世田谷区肢体不自由児(者)父母の会
中央区肢体不自由児者父母の会
練馬区肢体不自由児者父母の会
府中市肢体不自由児者父母の会
武蔵野市肢体不自由児者父母の会

地区会長就任あいさつ

小平肢体不自由児者父母の会 会長　上野 あかね

令和４年度より小平肢体不自由児者父母の会の会長を務めます、上野 あかねです。昨年度から小栗前会長の元で副会長として会の運営に携わってきました。コロナ禍で様々な困難がありましたが、それだけではなく今後の会の運営自体にも困難を多く抱えていることは事実だと感じています。

会長を引き受けるにあたって「父母の会の役割は何か？」と考える日々は今も続いています。答えは出ていませんが、幹のなることは、「肢体不自由児者当事者、そして当事者家族でしかわからない課題や問題を出し、その課題や問題の解決には何がどのように必要なのか等を考え発信していくこと」に尽きると思っています。

歴史ある当会の会長を務めることは身の引き締まる想いですが、どうか温かく見守っていただけると幸いです。

右　新会長

第39回　駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

今年も昨年に続き「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」が下記（一部省略）のとおり決まり、実施されることになりました。今回も東肢連として協賛することになりましたのでご協力お願いいたします。

記

1. 目　的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約19,000台の自転車等（うち、自転車は約18,000台）が駅周辺に放置されている。

このため、東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらに、東京都自転車安全利用推進計画において、令和３年度から令和７年度までの５か年で駅前放置自転車の台数を15,000台以下にすることを目標に掲げている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2. 内　容

(1) 別紙Ⅰ（省略）のとおりとする。
(2) 活動の重点は、「広報活動、駅前放置自転車の撤去等」とする。
(3) 統一標語は
「**自転車の　代わりに置こう　思いやり**」とする。

3. 時　期

令和４年10月22日から同月31日までの10日間とする。またキャンペーン事前周知活動も実施する。

4. キャンペーンの実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等

主　　催　東京都・区市町村

構成団体　国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商店街振興組合連合会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、東京都障害者団体連絡協議会（（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会、東京都盲人福祉協会）、他14団体

協力団体　（社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、ほか3団体

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙2（省略）のとおりとする。

5. 実施計画の策定（省略）

6. 首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　　3,000円
　　団体会員一口　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『令和4年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』（7月1日現在）

- (株)東京在宅サービス
- 稲美工芸印刷(有)
- ぜんち共済(株)
- パラモナーク
- (株)八洋
- (株)NEO
- インプルーブ(株)
- 鈴木 弘美

ご支援いただき感謝申し上げます。

編集後記

年度が替わり、広報部は1名増えて9名でのスタートとなりました。

昨年度は全てZoomでの部会でしたが、対面の部会にはない良さがあることもわかりました。新しい生活様式の中で日常が戻りつつありますが、今後も状況を踏まえながら皆で力を合わせ、皆様により多くの情報をお届けしたいと存じます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

（広報部一同）